第

テ急速ニ決定スベキデアル

昭和十七年十一月二十五日

大阪支部長 高橋 [illegible]

日本交通労働総聯盟本部

各加盟組合 御中

ノ為ニ職員ノ大幅増加ヲ必要トスル場合ハ本部ニ其ノ事ヲ報告シ本部ノ承認ヲ得テ増員スルコト

一、職員ノ給与ハ別ニ定ムル給与規程ニ依ル

一、職員ノ採用ハ書面ヲ以テ本部ニ報告スルコト

一、職員ノ解雇ハ本部ノ承認ヲ得テ行フコト

一、職員ノ出張ハ本部ノ承認ヲ得テ行フコト

一、職員ノ休暇ハ本部ノ承認ヲ得テ行フコト

一、職員ノ服務ニ関スル事項ハ別ニ定ムル服務規程ニ依ル

一、職員ノ退職ハ本部ノ承認ヲ得テ行フコト

一、職員ノ懲戒ハ本部ノ承認ヲ得テ行フコト

一、職員ノ給与ハ別ニ定ムル給与規程ニ依ル

一、職員ノ採用ハ書面ヲ以テ本部ニ報告スルコト

一、職員ノ解雇ハ本部ノ承認ヲ得テ行フコト

一、職員ノ出張ハ本部ノ承認ヲ得テ行フコト

一、職員ノ休暇ハ本部ノ承認ヲ得テ行フコト

一、職員ノ服務ニ関スル事項ハ別ニ定ムル服務規程ニ依ル

一、職員ノ退職ハ本部ノ承認ヲ得テ行フコト

一、職員ノ懲戒ハ本部ノ承認ヲ得テ行フコト

[illegible]